

大型放射光施設ならびに X 線自由電子レーザー施設における共用実験データシステムおよび共用実験ネットワークに関する基本方針  
(SPring-8/SACLA 共用実験データシステム・共用実験ネットワークに関する基本ポリシー)

令和2年 10 月 30 日  
SPring-8 データ・ネットワーク委員会

第1条(目的)

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律に定める大型放射光施設(以下「SPring-8」)ならびに X 線自由電子レーザー施設(以下「SACLA」)の供用等のための共用実験データシステムおよび共用実験ネットワークの円滑な運用と利用実験の高度化に応じた継続的な拡充のため、共用実験データシステムおよび共用実験ネットワークにかかる整備・運営の意志決定機関としての SPring-8 データ・ネットワーク委員会(以下「委員会」)を設立する。

第2条(委員会の構成者)

委員会は、施設者、登録施設利用促進機関、SPring-8 ユーザー共同体、SPring-8 利用促進協議会、および、各専用施設設置者の各代表で構成される。

2

委員会は、代表として委員長を選出する。

第3条(基本方針の策定)

委員会は、大型放射光施設ならびに X 線自由電子レーザー施設における共用実験データシステム・共用実験ネットワークに関する基本方針(以下「基本方針」)を定める。

第4条(定義)

共用実験データシステム・共用実験ネットワークとは、SPring-8/SACLA の運転、利用実験、データ解析、および、その他供用に必要な計算機資源が接続する情報・ネットワークシステムを指す。

第5条(委員会の権限)

委員会は、基本方針に基づき、共用実験データシステム・共用実験ネットワーク利用者が遵守すべき行為、責任分担、権限、および、基準等を定める。

#### 第6条(適用範囲)

共用実験データシステム・共用実験ネットワークを利用する者は、本方針および規約、基準等に従う必要がある。

#### 第7条(法令遵守)

共用実験データシステム・共用実験ネットワークを利用する者は、日本国が定める情報セキュリティに係る各種法令、指針、規範に従う必要がある。

#### 第8条(実施状況の監査)

委員会は、共用実験データシステム・共用実験ネットワークが本方針および規約が遵守され適切に運用されていることを監査することができる。

#### 第9条(基本方針の改定)

委員会は、SPRing-8/SACLA および社会的状況の変化等に応じて基本方針を改定することができる。